

留学生交流支援制度（長期派遣）実施細則を次のように定める。

平成21年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

留学生交流支援制度（長期派遣）実施細則

（趣旨）

第1条 この細則は、留学生交流支援制度（長期派遣）実施規程（平成21年規程第23号。以下「規程」という。）第10条及び第13条の規定に基づき、長期派遣留学生に対する奨学金及び授業料（以下「奨学金等」という。）の支給及びその他の事項に関し、必要な事項を定める。

（支給内容）

第2条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、長期派遣留学生として採用が決定された者（以下「支給対象者」という。）に対し、奨学金等を支給する。

（採用の取消し及び辞退）

第3条 理事長は、支給対象者が規程第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなると判断した場合、長期派遣留学生としての採用を取り消す。

2 支給対象者は、長期派遣留学生としての支援を希望する我が国の大学（以下「大学」という。）を通じ、渡航前に長期派遣留学生としての採用を辞退することができるものとし、大学の長（以下「大学長」という。）は、支給対象者から採用辞退の申出があった場合、別に定める関係書類により、当該支給対象者の採用辞退の申出を理事長に届け出るものとする。

3 理事長は、第1項に規定する採用の取消しを行った場合又は前項に規定する採用辞退の届出があった場合、奨学金等を当該支給対象者に支給せず、すでに大学へ支給済みの場合はその全額を返納させるものとする。

（奨学金等の支給期間の変更）

第4条 大学長は、支給対象者が奨学金等の支給期間の変更を希望する場合、別に定める関係書類により、その変更を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、次の各号の条件をすべて満たしていると判断した場合に限り、支給期間の変更を承認する。

- (1) 査証発給の遅れや病気など、やむを得ない理由によること。
- (2) 変更後の奨学金等支給期間が、変更前の期間を超えないこと。
- (3) 変更後の奨学金等の支給開始月が、変更前の開始月と同年度内に属していること。

と。

(奨学金等の支給方法)

第5条 大学長は、支給対象者の申請に基づき、別に定める関係書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項による申請の内容を審査のうえ、大学が設置する銀行口座に振込送金する。

3 大学長は、前項により受領した奨学金等について、支給対象者の留学先大学での在籍を確認したうえで、奨学金については毎月送金するものとし、授業料については原則として当該年度分を一括で送金するものとする。その際、支給対象者から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

(奨学金等を支給しない場合)

第6条 理事長は、第3条に規定するもののほか、支給対象者に対する奨学金等の支給が不適切であると認められる場合、奨学金等は支給しないものとする。

2 理事長は、前項に該当する支給対象者に対してすでに奨学金等を支給している場合、奨学金等の全部又は一部を返納させるものとする。

(受給証明書の発行)

第7条 大学長は、支給対象者の申請に基づき、別に定める関係書式により、機構に代わって奨学金等の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り保管するものとする。

(支給対象者の資格及び条件の変更)

第8条 大学長は、規程第7条により理事長に提出した資格及び条件に関する書類のうち、支給対象者に係る内容に変更が生じた場合、当該変更内容について、別に定める関係書類により、速やかに理事長に届け出るものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。